

御船町役場職員の服装の標準例

男性	<ul style="list-style-type: none"> ◆ スーツ上下又はジャケット（カーディガン可）、ワイシャツ、ネクタイを着用する ◆ 作業服を着用する場合、中にはワイシャツとネクタイを着用する ◆ つなぎの作業服は不可とする ◆ クールビズ期間中はノーネクタイとするが、作業服の中から派手な色や柄のTシャツ、ネックレスなどが見えないようにする ◆ クールビズ期間中は、白、黒、紺など落ち着いた色のポロシャツの着用を可とする。ただし、Tシャツでの勤務は不可とする
女性	<ul style="list-style-type: none"> ◆ スーツ又はジャケット（カーディガン可）等の上着を着用する ◆ シャツ、ブラウスなど、基本は襟のあるものを着用する ◆ 襟のないもの場合は、カーディガンやジャケットをはおる ◆ シンプルなデザインのスカート・パンツで、ストッキング・タイツを着用する ◆ クールビズ期間中にノースリーブやキャミソールを着用する場合、上着をはおる ◆ ヒールの高さは5センチ程度までとする
男女 共通	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 名札を必ず着用する ◆ マスコットキャラクター「ふねまる」のデザインが入ったポロシャツやジャンパーの着用は可とする ◆ 靴は動きやすくシンプルなデザインのものとする ◆ スニーカーは可とするが、ブーツ、スリッパ、サンダル、クロックスは不可とする ◆ 勤務時間中のフード付き衣服及びジャージの着用は不可とする ◆ シンプルな色やデザインのものに限り、綿のパンツも可とする

その他

- (1) 出先機関の職員についても、それぞれの職場にふさわしい服装を着用すること。
- (2) 上記標準例については、今後、必要に応じて随時改定していくこととする。

担当／総務課総務係